

# REXPRESS

REX-NET Newsletter Volume 1-3

## NPO 法人 REX-NET 申請完了

昨年2月にREXネットワークの構築の声が上がって以来、半年以上に渡るNPO法人設立の準備をようやく終えて2004年(平成16年)1月23日ついに内閣府へNPO法人設立申請書類を提出、受理されました。今年4月承認を受けて、6月の総会・全国大会の開催に向けて新たな一步を踏み出しました。設立関連書類(定款・年間活動予定)は4面以降に掲載

### contents

代表理事挨拶	1
異文化理解教育シンポジウム報告	2~3
定款・年間活動計画	3~5
全国大会案内	7
会員登録申し込みフォーム	6

### 代表理事挨拶

永井 宏明(横浜市立商業高校)

REX-NETがいよいよスタートします。昨年2月、東外大に集まった40名の皆さんでネット構築への意志が確認されてから1年余りが経ちました。まとめ役会にとっては長かったような短かったような不思議な感覚の一年間でした。

私たちのネットワークの目的は、その名称や設立趣意書からも明白ですが、教育的な視点から地球社会に貢献していくことにあります。皆さんの国内外での豊富な経験を貴重な財産として、着実に活動を展開していきたいと思えます。6月26日(土)の第一回総会、そしてそれに続くシンポジウム(～27日)には、一人でも多くの会員のご参加をお待ちしています。私たちの組織を景気よく旗揚げしようではありませんか。

さて、一見順風満帆に見える私たちの組織にも、準備段階ですでに抱えている問題が二つあります。第一に、全国組織を標榜しながら、現実には未だその名に値する全国レベルでの話し合いを持てずにいるということです。これまでは、今年度の業務の重点が組織作りのハード面に置かれがちであったため、どうしても横浜周辺にいるまとめ役会の独善に陥りがちでした。この点は、正式発足後に力点を移していくことによって解決していけると思えます。その先駆けとして、3月27日には各地区の代表者会を開催いたします。積極的

なご参加をお待ちいたしております。

第二の問題点は、ネットワークと称しながら、肝心の会員間の連絡システムの整備が不十分だということです。今回アンケート調査を実施して、皆さんとのコミュニケーションが思ったようにはうまくとれないことを実感しました。会員間のつながりは、ネットワーク活動の基本中の基本です。早急に解決したい問題です。お知恵をお寄せください。



最後になりますが、言訳を一つ。今回代表理事と言う大きな肩書きを背負わせていただきましたが、今のところ、これは名ばかり。私がぐいぐい会を引っ張っているわけではありません。むしろ、腰の重い私を首位の有能なメンバーがぐいぐい引っ張ってくれているのが実情です。今のところ私がしたことと言えば、NPO申請の書類と銀行口座開設申込書にハンコを押したことぐらい。代表の仕事はいよいよこれからが正念場です。今後とも、皆さんのご協力をお願いいたします。

では、6月26日に、横浜で!

# 国際教育とは？

2003年(平成15年)11月28日に東京外国語大学留学生日本語教育センター(府中)に於いて第2回異文化理解シンポジウム開催され、第三部でREX-NETが掲げる三つの教育理念の中、「国際教育」の定義をどのように捉えるべきなのか、白熱した議論が行われました。

議論は9月にニューヨークから帰国したばかりの高橋秀吉先生(横浜市立生麦中学校)の投げかけで始まりました。



## 1. 国際教育とは何か？

- ・国際教育の定義とは世界の中で自らネットワークを築き、創造的に生きられる個人の育成を目指した教育
- ・文化的伝統の中に人権を根づかせる教育
- ・あらゆる教育活動を統合し、国や地域の枠を越えて広く開かれた教育
- ・「違いを超えての普遍」と「違いを貫く普遍」の両面に注目し、世界の中で生きていくための力をつける教育。
- ・自身の居場所を見つけ、他者との関わり合いの中で自己表現しながら成長し、自らを活かしていけるような教育。

## 2. 国際教育を目指すためには

- ・体験や疑似体験を通し、「気づき」を重視する。
- ・ファシリテーターとしての大人の役割を重視する。
- ・教育の「教」よりも「育」を重視する。

## 2. 国際教育への具体的アプローチ

- ① コミュニケーションスキルを向上させる
- ② ソーシャルスキルを向上させる。
- ③ プレゼンテーション能力を高める
- ④ 自己発見、他者理解を促す。
- ⑤ 外国語の運用能力の向上
- ⑥ 問題解決能力の向上
- ⑦ クリティカルシンキング
- ⑧ 表現活動を充実させる

## 3. 活動内容

- ① Exchange Program
- ② 各種研修会
- ③ 会報
- ④ 教材の開発(教科書等)
- ⑤ 他機関との連携

その後6つの小グループに分けてディスカッションを行いました。

国際教育という言葉が抽象的過ぎるので様々な角度から議論がなされました。以下各グループの話し合いの内容を掲載します。

### A グループ

国際教育についてのイメージは、結果として目指しているものになるのではないかと。日本語教育を重視し、日本を学ぶことで、自分自身を通して自然体で身につけていくものである。

できれば日本 VS 海外という境界線は取り外していきたい。

自治体が進める国際理解教育は実際的でなくむしろ、体験を通して同じ人間として苦しんだり喜んだりすることが実感できる草の根交流が大切だ。

### B グループ

国際教育とはこの世界でどの様に生きていくか、生きる力育むことであり、具体的には子供の可能性を広げる機会を提供していくことである。世界に通用する人作りのために地域間の交流(子供同士の直接交流やEmail交換など)を進める。

日本国内でも様々な地域特性があり、その違いを乗り越え溝を埋めていくことを追求したい。他者との関わり合いの中から、お互いに理解し合えるようになる。

## C グループ

最近の日本の学校現場で国際教育と言うと、外国の学校とのクリスマスカードやビデオレターの交換など、生徒の意識啓発を狙った実践が見られる。確かに華やかなイメージが付きまとうが、未だにこれと言ったコンセンサスがとれていないのではないか。国際教育イコール英語教育のような印象があるが、もう少し多様性をもって考えていく必要がある。

## D グループ

なぜ今国際教育なのか。

日本が日本人だけで生きていける時代ではなくなってきた。まさに今、異質性を認め合う人間を育てていく教育が必要になってきている。国際理解、異文化理解など、理解だけでなく自分の持つ文化を発信できる人間を育てていくことが大切。自分がどういう人間かと言うことに気づき誇りを持つ自己啓発がとても重要になってくる。国と国と言うより、人と人との理解や交流を教育していく教育は国際教育という言葉より多文化教育あるいは開発教育として提案できる。

## E グループ

国際教育とは何か。

世界の中で自らネットワークを築き創造的に生きられる個人の育成を目指す教育である。一つの教室の中にさえ異文化世界無数にあると言う認識を持つ。

## F グループ

どうすれば国際教育を推進できるのか。

英語を単なる語学教育に止まらせず、ツールとして世界的な視野を持った人間を育てる教育をする。異文化に気づかせる教育。しかし国際教育の概念は未だにあやふやである。伝統文化を学ぶなどの固定概念にとらわれず、子供の動機付けとなるような現代の文化なども拾い集めてスタートすることも良いと思う。



## 第3章 会員

(種別)

### 第6条

この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の社員とする。

- (1) 正会員(本会の目的に賛同し、会費を納めた個人)
- (2) 賛助団体会員(本会の目的に賛同し、会費を納めた団体)
- (3) 特別会員(本会の目的に賛同し、理事会が承認した個人)

(入会)

### 第7条

正会員および賛助団体会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 正会員および賛助団体会員として入会しようとする者は、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとする。
- 3 代表理事は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 代表理事は、第2項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

### 第8条

正会員および賛助団体会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

### 第9条

正会員および賛助団体会員が、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、もしくは失踪宣告を受けたとき。
- (3) 継続して3年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

### 第10条

正会員および賛助団体会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

### 第11条

正会員および賛助団体会員が、次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名譽を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

(提出金品の不返還)

### 第12条

既に納入した会費その他の提出金品は、返還しない。

## 第4章 役員および職員

(第13条及び第14条は前号に掲載済み)

(職務)

### 第15条

代表理事は、この法人を代表し、その業務全体を総理する。

- 2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるときまたは代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、この法人の業務の企画・運営を総理する。
- 4 常務理事は、この法人の業務の執行を管理する。
- 5 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 6 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

### 第16条(任期等)

役員は、任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、または増員により就任した役員は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任後または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

### 第17条

理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

### 第18条

役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

### 第19条

役員はその総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。  
3 前2項に関する必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

## 第5章 総会

(種別)

### 第20条

この法人の会議は、総会および理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会および臨時総会とする。

(構成)

### 第21条

総会は、正会員をもって構成する。賛助団体会員、特別会員は総会に出席することができる。

(権能)

### 第22条

総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散および合併
- (3) 事業計画および収支予算ならびにその変更
- (4) 事業報告および収支決算
- (5) 役員の選任または解任、職務および報酬
- (6) 会費の額
- (7) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ）その他新たな義務の負担および権利の放棄
- (8) 事務局の組織および運営
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

### 第23条

通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第15条第6項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(招集)

### 第24条

総会は、第23条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、第23条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときは、その日から60日以内に臨時総会を招集しなければならない。  
3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面により、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。  
4 総会は正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議長)

### 第25条

総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(議決)

### 第26条

総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほかは、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

(表決権等)

### 第27条

各正会員の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として定め表決を委任することができる。  
3 前項の規定により表決した正会員は、第25条および第26条第2項の規定の適用については出席したものとみなす。  
4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

### 第28条

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 正会員総数および出席者数（書面表決者または表決委任者がある場合は、その数を付記すること）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要および議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長および総会において選任された議事録署名人2名が、署名押印または記名押印しなければならない。

## 第6章 理事会

(構成)

### 第29条

理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

### 第30条

理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

### 第31条

理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

- (3) 第15条第6項第5号の規定により、監事から召集の請求があったとき。

(招集)

### 第32条

理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、第31条第2号および第3号の規定による請求があったときは、その日から60日以内に理事会を招集しなければならない。  
3 理事会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面により、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

### 第33条

理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(議決)

### 第34条

理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

(表決権等)

### 第35条

各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。  
3 前項の規定により表決した理事は、第34条第2項および第36条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。  
4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

### 第36条

理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 理事総数、出席者数および出席者氏名（書面表決者については、その旨を付記すること）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要および議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長および理事会において選任された議事録署名人2名以上が署名押印または記名押印しなければならない。

## 第7章 資産および会計

(資産の構成)

### 第37条

この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

### 第38条

この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

### 第39条

この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

### 第40条

この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計区分)

### 第41条

この法人の会計は、次のとおり区分する。

- (1) 特定非営利活動に係る事業会計
- (2) その他の事業会計

(事業年度)

### 第42条

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画および予算)

### 第43条

この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎事業年度に代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

### 第44条

前条の規定にかかわらず、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで暫定予算を決定し、それに基づいて収入支出をすることができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。  
(予備費の設定および使用)

### 第45条

予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。  
(事業報告および決算)

### 第46条

この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表および収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。  
(臨機の措置)

# 平成 16 (2004) 年度事業計画書

(成立の日から平成 17 年 3 月 31 日まで)

## 第 47 条

予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経て実施し、総会に報告しなければならない。

## 第 8 章 定款の変更、解散および合併 (定款の変更)

### 第 48 条

この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所および従たる事務所の所在地 (所轄庁の変更を伴わないもの)
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

### (解散)

### 第 49 条

この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の遂行不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。  
(残余財産の帰属)

### 第 50 条

この法人が解散 (合併または破産による解散を除く) したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、同種の目的を持つ特定非営利活動法人または財団法人、社団法人に譲渡するものとする。

### (合併)

### 第 51 条

この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第 9 章 公告の方法

### (公告の方法)

### 第 52 条

この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

## 第 10 章 事務局

### (事務局の設置)

### 第 53 条

この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長および必要な職員を置く。

### (職員の任免)

### 第 54 条

事務局長および職員の任免は、理事会の議決を経て、代表理事が行う。

### (組織および運営)

### 第 55 条

事務局の組織および運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

## 第 11 章 雑則

### (細則)

### 第 56 条

この定款の施行に関する必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

## 附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 17 (2005) 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第 42 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 17 (2005) 年 3 月 31 日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 年会費		
正会員	5,000 円	
賛助団体会員 (一口)	10,000 円	
特別会員		0 円

## 1 事業実施の方針

初年度は、組織の設立にあたり、組織固めと対外的な広報を最優先事項に据えてネットワークの確立に努める。その実現のために、全国規模のシンポジウム、各地区別研究大会を開催するほか、REX プログラム経験者へのアンケート調査を行い、その結果を分析・研究する。また、REX-NET のウェブサイトの立ち上げや会報の発行に力を注ぐ。

## 2 事業の実施に関する事項

### (1) 特定非営利活動に係る事業

#### ○情報交流の促進

- ・ホームページの制作、管理 (通期)

#### ○日本の国内および海外の学校との交流活動ならびにその支援

- ・海外の学校との交流活動の実施 (3 月)
- ・他団体の主催する国際交流活動への出展・参加 (随時)
- ・国際交流活動を行う団体および個人への助言・サポート (随時)

#### ○講演会・シンポジウム等の開催

- ・国際教育活動について考える全国規模のシンポジウム開催 (6 月下旬)

#### ○各種研修会・研究会の開催

- ・地区別研究・研修会 (年 2 回)  
(北海道、東北、関東、中部北陸、関西、中国四国、九州の全国 7 地区)
- ・夏期米国教員研修会 (7 月下旬)

#### ○調査研究、情報収集および提供

- ・文科省および地方自治体による REX 教員派遣プログラムの検証のためのアンケート調査ならびに調査結果の提供 (通期)

#### ○会報および出版物の発行

- ・機関誌“REXPRESS”の発行 (年 3 回)
- ・全国シンポジウムの報告書 (REX-NET 紀要の発行) (10 月)
- ・当団体パンフレット発行 (5 月)

# REX-NET 全国シンポジウム

6月26日（土）の午後と27日（日）横浜の会議場を使って行います。

6/26（土）

第1部 13:00～14:30 派遣先から見た海外教師派遣プログラム ～その意義と実態～

- ・ 海外の学校現場で日本語を教えた日本人教員による教育体験報告
- ・ 各国の受入側の学校関係者の評価と各国の国際教育実践報告

第2部 14:30～15:30 学校現場での国際教育実践報告

- ・ 海外派遣教員の帰国後の日本での国際教育実践報告

第3部 15:30～17:30 学校現場から国際教育を考える

- ・ 第1・2部の発表を踏まえて、参加者とともに今後の国際教育を考える  
(グループに分かれてのワークショップ形式)

6/27（日）

第4部 9:00～11:00 国際教育に関する教師間のネットワーク作り

第5部 11:00～12:00 「Exchange Program の情報博覧会」

- ・ Exchange Program の情報博覧会を行い、エクステンジプログラムを持っている各交流機関とそのようなプログラムを求めている全国の教員が直接情報を交換し、実施への道筋を作る場を提供する。

## REX-NET 全国大会・国際教育シンポジウム 参加のための交通費助成します！

先着順受付

REX-NET の第1回全国大会である国際教育シンポジウムには、全国から REX 帰国教員だけでなく、国際教育に関心のある多くの方々に参加していただきたいと考えております。この度、本大会の開催に対して、(財)国際文化フォーラムより助成金の交付が決定しました。これにより、遠方から参加される方々で、会場までの交通費が1万円以上かかる方を対象に、3万円を上限として交通費補助をすることができることになりました。

この特典には財源に限りがありますので、国際教育活動法人／REX-NET に会員登録された方で、シンポジウムへの参加と交通費補助の申請に申し込みをされた方の中から、先着順にさせていただきます。ご希望の方は、電話、Fax、E-mail 等で交通費の概算を添えて4月26日(月)必着でお申し込みください。併せてシンポジウム参加申し込みと同時に会員登録もさせていただきますようお願いいたします。

## REX 帰国教員を対象とするアンケート調査にご協力ください！

REX-NET では、昨年より REX 帰国教員を対象とする「REX プログラム評価に関するアンケート調査」の調査票回収を行っています。お忙しい中、アンケートにお答えいただきました先生方には心より感謝いたします。皆さまからのアンケート調査結果は、今後の REX プログラムの発展および帰国後の REX-NET の活動に反映される貴重な資料となります。現時点で90名以上の方々にご協力くださっていますが、調査報告の有効性を高めるためにあと60件以上の調査票が必要です。まだお答えをいただいていない方にはぜひご協力いただきますよう切にお願いいたします。また調査票を紛失された場合は、遠慮なく下記までご請求ください。

アンケート用紙請求先： REX-NET アンケート調査担当 鈴木京子

E-mail pooh727@k6.dion.ne.jp TEL 03-3488-8573 FAX 03-5322-5215 (TJF 気付)

記入済みのアンケート送付先：REX-NET 代表理事 永井宏明

〒232-0006 横浜市南区南太田2丁目30-1 横浜市立横浜商業高校 永井宏明